

荒川下流タイムラインと連携した避難確保計画の策定支援について ～板橋区版「要配慮者利用施設避難確保計画（ひな型）」の策定～

荒川下流域では、首都圏において水害による犠牲者を出さないよう、荒川沿川16市区を対象とした「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」（裏面※1参照）を、平成29年6月から運用している。

荒川下流タイムラインを試行運用する中でも課題となっていた「要配慮者利用施設（※2）の避難」について、区では荒川沿川自治体を代表し、荒川下流河川事務所や、浸水想定区域にある要配慮者利用施設等の代表者と連携して検討を行ってきた。平成29年5月の水防法及び土砂災害防止法の改正（※3）も踏まえ、板橋区の地域特性に合わせた、避難確保計画の策定支援の取組状況を報告する。

1 現在までの取組状況

平成29年 6月26日（月）庁内主管課担当者向け説明会

同年 9月 7日（木）庁内主管課長向け説明会

同年 11月17日（金）キックオフ会議

（国・都等関係機関、代表事業者含む70名）

平成30年 7月 4日（水）要配慮者利用施設の避難を考えるシンポジウム
開催（要配慮者利用施設38施設を含む約240名）

その他、・要配慮者利用施設代表者および各施設所管部署による検討会 5回

・関係機関向け報告会（荒川下流河川事務所主催）3回

・図上訓練 1回

2 現時点における成果物

要配慮者利用施設避難確保計画（ひな型）（別添1）

特徴1：区から要配慮者利用施設向けに特化した避難情報の発信

特徴2：施設の類型化（別添2）

（施設種別ごとに避難行動を想定し、計画策定を支援）

3 今後の取組

浸水想定区域にある要配慮者利用施設に向けて、避難確保計画の策定義務化について、区ホームページや周知文の送付等により、改めて周知を行う。

また、今回策定した、要配慮者利用施設避難確保計画（ひな型）を活用し、各施設の計画策定の支援を行っていく。国土交通省が目標として示す令和3年度末までに、該当するすべての施設において計画策定が完了することをめざす。

4 担当

危機管理室防災危機管理課計画推進グループ

※1【参考】荒川下流タイムラインとは

米国において、ハリケーンサンディの際に採用された、災害が発生することを前提として、関係者が災害時に行う防災行動を、「いつ」「何を」「誰が」行うのかを明確にし、時系列に沿ってとりまとめたもの。

このタイムラインを日本でも導入すべく、荒川下流域で、国土交通省荒川下流河川事務所の呼びかけで、板橋区、北区、足立区をモデルエリアとして、平成26年8月から全国に先駆けて検討を行い、平成27年5月に全国初の本格的なタイムライン（試行案）をとりまとめた。

平成28年からは、対象エリアを荒川下流部の洪水浸水想定区域にある全ての市区（16市区）に拡大をして検討を行い、平成29年出水期より「拡大試行版」として運用している。

※2【参考】要配慮者施設の分類

要配慮者利用施設とは、社会福祉施設（老人福祉施設・障害者支援施設・児童福祉施設など）、学校、医療施設などを指す。

施設分類	区の主管課
老人福祉施設（特養等）	介護保険課
医療施設（病院）	健康推進課
障害者支援施設（福祉園等）	障がい者福祉課
児童館	子ども政策課
保育園	保育サービス課
幼稚園	学務課
区立小中学校	教育総務課
あいキッズ	地域教育力推進課

※3【参考】水防法・土砂災害防止法の改正内容

・平成29年5月19日公布

・浸水想定区域と土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練実施が義務化された。国土交通省は、概ね5年間（令和3年度末）で、対象となる全施設における避難確保計画の策定をめざすとしている。

要配慮者利用施設における 洪水時の避難確保計画 (抜粋)

施設名 : _____

住所 :

電話 :

FAX :

平成 年 月 日 作成

平成 年 月 日 改訂

平成 年 月 日 改訂

平成 年 月 日 改訂

目 次

板橋区に提出

1	計画の目的	1
2	計画の報告	1
3	計画の適用範囲	1
4	施設の概要	2
5	施設の被害想定と対応形態	2
6	避難所と避難方法	3
7	タイムラインの視点による対応行動	4
8	気象・河川水位情報及び避難情報等収集	7
9	備蓄品・非常持ち出し品・浸水防止対策資機材	8
10	防災教育・訓練	9
11	自衛水防組織の業務に関する事項	11

※ 11 は自衛水防組織を設置した場合に提出

※自衛水防組織を設置した場合に板橋区に提出

別添	自衛水防組織活動要領（案）	12
別表 1	自衛水防組織の編成と任務	13
別表 2	自衛水防組織装備品リスト	14

各施設で管理（個人情報等を含むため板橋区への提出は不要）

	施設利用者緊急連絡先一覧表	15
	施設職員用緊急連絡網	16
	施設利用者の保護者・家族用緊急連絡網	17
	外部機関等への緊急連絡先一覧表	18
	対応別避難誘導方法一覧表	19
	防災体制一覧表	20

7 タイムラインの視点による対応行動

板橋区要配慮者利用施設の避難対応タイムライン(荒川下流はん濫)の視点による洪水時における施設の対応行動は、以下のとおりである。

現象・情報	要配慮者利用施設における避難行動の目安	施設の対応行動	タイムライン※上の設定	
			TLレベル	時間の目安
平常時			0	平常時
台風による首都圏への影響の可能性			1-1	3~2 日前
大雨警報（浸水害）・洪水警報			1-2	およそ24 時間前
要配慮者利用施設準備情報	- 避難の準備・体制確保 - 施設間の受入れ調整			
要配慮者利用施設早期避難情報	- サービスの休止（休所、休校、休園） - 施設と移送事業所との調整			
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者の避難		2	およそ12 時間前
要配慮者利用施設避難情報	中長期的な避難生活に備えた高台施設への避難			およそ6 時間前
避難勧告	- 一般住民の避難 - 避難支援者の退避		3	およそ3 時間前
避難指示（緊急）	命を守るための緊急避難		4	0 時間 災害発生の危険性大
堤防の決壊			5	災害発生後

※ 板橋区要配慮者利用施設の避難対応タイムライン（荒川下流はん濫）

施設の類型化

別添2

施設の類型		施設例	営業の形態	警戒・避難時の 対応形態	避難の形態	避難要件 (想定)
A	訪問サービス休止型	訪問介護、訪問入浴	訪問	サービス休止 (休業)	—	—
B	通所不特定型	外来病院	通所 (不特定利用)	サービス休止 (休診)	垂直避難	医療機器保有施設
C	通所サービス休止型	デイサービス 学校 幼稚園 あいキッズ	通所 (特定利用)	サービス休止 (休所、休校、休園)	水平避難	特になし
D	通所垂直避難型				垂直避難	浸水しないフロアが あり、一定日数以上 の食料等が備蓄して ある。
E	通所水平一般避難型	保育園 特別支援学校 デイサービス			水平避難	特になし
F	通所水平配慮避難型					配慮スペース必要
G	通所水平福祉避難型					福祉・介護用具 保有施設
H	入所垂直避難型	特別養護老人ホーム グループホーム 有料老人ホーム ショートステイ サービス付き高齢者向け住宅 老人保健施設 小規模多機能施設、病院	入所	継続	垂直避難	浸水しないフロアが あり、一定日数以上 の食料等が備蓄して ある。
I	入所水平一般避難型				水平避難	特になし
J	入所水平配慮避難型					配慮スペース必要
K	入所水平福祉避難型					福祉・介護用具 保有施設
L	入所水平医療避難型					医療機器保有施設